

政令第二百五号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和四十七年政令第四百三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「当該計画」を「当該集団移転促進事業計画」に改め、同条ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条の表中「第三条に」を「第四条に」に改め、同条を第六条とする。

第四条(見出しを含む。)中「第七条第五号」を「第八条第五号」に改め、同条を第五条とする。

第三条の見出し中「第七条第三号」を「第八条第三号」に改め、同条中「第七条第三号」を「第八条第三号」に、「第二条第二項」を「第三条第二項第三号」に、「同条第一項」を「法第二条第一項」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「第七条各号」を「第八条各号」に改め、同条を第三条とする。

第一条の次に次の一条を加える。

(法第三条第二項第三号の施設)

第二条 法第三条第二項第三号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 高齢者、障害者、乳幼児又は児童が通所、入所又は入居をする社会福祉施設その他これに類する施設

二 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）又は特別支援学校

三 病院、診療所又は助産所

## 附 則

この政令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

## 理 由

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国土交通大臣が特定維持を行う場合に都道府県知事等に代わって行う権限を定める等河川法施行令その他の関係政令の規定を整備する必要があるからである。